

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市競技会場管理運営要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市競技会会場(以下「会場等」という。)の秩序の保持と円滑な運営を図るため、会場等に入場し、又は入場しようとするすべての者(以下「入場者」という。)が遵守すべき事項を定めるものとする。

2 定義

この要項において、「会場等」とは青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)が使用する競技会場、練習会場及び関連施設(休憩所、通路、売店駐車場、おもてなしのために市実行委員会が使用するエリア等の施設を含む。)をいう。

3 管理運営者

会場等の管理運営者は、市実行委員会会長(以下「会長」という。)とする。

4 持込禁止物

会場等に、次の各号に掲げる物(模造品、類似品を含む。)を持ち込んではない。ただし、競技物品又は会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 銃砲類、エアソフトガン、モデルガン、その他銃器及び銃器と誤認させるもの(銃砲の威力のない銃器を含む。)
- (2) 刀剣類、包丁、ナイフ、カミソリ、針、ハサミ、缶切、その他鋭利な物
- (3) 毒物、劇物その他の有害物質
- (4) 爆発物、発煙筒、爆竹、花火、ガスホーン、火薬、照明弾、催涙スプレー、油類その他の可燃性の危険物
- (5) スタンガン、石、弓矢、スリングショット、吹矢、木材、木刀、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、その他凶器として使用されるおそれのある物
- (6) 掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、風船、ゼッケン、プラカード、文書、図書、図画、印刷物、レーザーポインター、サーチライト、その他競技会運営に支障を及ぼすおそれのある物
- (7) 塗料類(ペンキ類)
- (8) キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート、ローラー付きシューズ、ラジコン、その他通行に危険を及ぼすおそれのある物
- (9) 無線通信機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット、小型ラジオ等を除く。)
- (10) ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができる無人航空機
- (11) 動物類(盲導犬、聴導犬、介助犬等身体障害者の補助の用に供する目的で訓練された犬を除く。)
- (12) その他入場者に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある物

- (13) 酒類(市実行委員会が郷土物産品と認めた酒類を販売する場合を除く。)
- (14) ドライアイス
- (15) ブーメランなどの投てき用遊具のほか、ビン類、その他投てき、破裂等により他人に危害を与えるおそれのある物
- (16) ホイッスル、拡声器、楽器、ラジオカセット、スピーカー、その他大きな音が出る物
- (17) クーラーボックス、旅行用カバンその他のスタンド通路の通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
- (18) その他会場等の運営若しくは進行を妨げ、又はそのおそれのある物

5 禁止行為

会場等において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 立入りを制限又は禁止された場所に正当な理由なく立ち入ること
- (2) フィールド、観客席等へ物を投げ入れ、又は発射すること
- (3) 機器を使用し、むやみに大音量を発すること
- (4) 施設、器物、装置を汚損若しくは破壊し、又はみだりに操作を行うこと
- (5) 入場者を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、若しくは入場者に面会を強要し、又は入場者の通行の妨害となる行為をすること
- (6) 抗議集会、デモ等、会場等の秩序を乱すおそれのある行為をすること
- (7) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又はごみその他の汚物を廃棄すること
- (8) 酒類、薬物その他の物質により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとする事
- (9) 市実行委員会が発行する駐車許可証等が必要な区域に無許可で自動車を乗り入れ、又は所定の場所以外の場所に駐車すること
- (10) 所定の場所以外の場所へ自転車若しくは二輪車を乗り入れ、又は所定の場所以外の場所に駐輪すること
- (11) たき火、電熱器、ガスその他これに類する火気を使用すること
- (12) テント、小屋掛けその他工作物を設けること
- (13) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること
- (14) 文書、図書、図面、印刷物その他の物を配布し、又は掲出すること
- (15) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧噪にわたる行為をすること
- (16) 会場等内の入場管理エリア及び入場規制エリアに正当な入場券又はADカードを所持せず入場し又は入場しようとする事
- (17) 施設又は設備に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封又は改変すること
- (18) その他会場等における秩序の保持と大会の円滑な運営を妨げ、入場者に迷若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること
- (19) 他の入場者の迷惑になる、又はそのおそれのある撮影を行うこと
- (20) 退場が規制されている時間に許可なく退場すること

6 その他遵守事項

入場者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) AD カードを所持する者は、AD カード等を外部から視認できるように指定された方法により携帯し、係員の求めがある場合はこれを提示すること
- (2) 係員の指示、案内、誘導等に従い行動すること
- (3) 会場等における秩序の保持と大会の円滑な運営のための手荷物、所持品等の検査に協力すること
- (4) 指定された席又はスタンドエリア内において着席して観覧し、係員が席の移動を指示した場合は、これに従うこと
- (5) 係員に入場券及び身分証明書等の提示を求められた時は、これに応じること

7 入場制限等

会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、入場制限等を行うことができる。

- (1) 会長は、この要項に違反した者又は職員の指示に従わない者に対して、会場等への入場を拒み、又は退場を命じるなどの必要な措置をとることができる。
- (2) 会長は、競技会の安全な運営のための必要と認められるときは、会場等の入場制限を実施することができる。

8 その他

- (1) 市実行委員会が、会場等の設営及び運営を行う場合には適用しないものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、会場等の管理及び運営に関し必要な事項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会事務局長が別に定める。
- (3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市リハーサル大会においては本要項を準用して運営を行う。